

平成30年度第2回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等整備部会

- 日 時 平成30年8月29日(水) 18:30~21:30
- 場 所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 出席委員 片桐委員, 佐藤委員, 宮嶋委員
(欠席委員) 伊東委員
- 事務局 子育て支援部こども育成課 金課長, 門脇主幹
こども育成係 土橋補佐, 鈴木主査, 斎藤, 陶
保育給付係 上田補佐, 乙坂主査

○ 傍聴者 0名

○ 議事概要

1 開会

2 協議事項

(1) 部会長の選出及び(2)職務代理委員の指名, については, 片桐委員が部会長, 佐藤委員が職務代理委員として選出された。また, 3) 会議運営のルール決定については, 事務局案どおりとなった。

(4) 特別支援保育事業実施施設選定に係る審査基準について

ア 事務局より, 審査基準の改正内容について説明。

(委員) バリアフリーの施設整備とはどのような内容を考えているのか。またバリアフリー以外の施設整備もこの審査項目の意図に含まれているのか。

(事務局) 例えば, 車いすを利用している子どもに配慮したバリアフリーや, 発達の関係で支援が必要な子どもに対し, 個別対応ができる部屋を設ける整備であるなどを考えている。

(委員) 個別対応できる部屋とは専用室ではなくても良いのか。

(事務局) そのように考えている。

(委員) 施設整備済みと一部施設整備済みの点数における根拠が, なにをもって整備済みとするのかが曖昧な気がする。

(委員) 書類審査のみで判断するのであれば, 細かな基準を設け, 事前に説明を行っておく必要があるのではないか。

(委員) いくつか項目があって, 何項目以上当てはまっていれば良いというものであれば審査に関わる側からすると納得が出来ると思う。

(委員) 例えば研修を受講しているという審査項目においては, ほとんどの人が研修を受けていると考えられる。全体的に点数の差がつきにくい。

(委員) 委員の仰るとおり, 「すでに受講している」というのは1人だけ受講しているだけでも10点がついてしまうのかと思ってしまう。例えば, 半数以上の職員が既に研修を受講しているなどを付け加えることはできないのか。

(事務局) 今回新たな審査項目として⑤を追加しているが, もし点数の差がつくとなればこの審査項目になると考えている。

(委員) 実際にこの項目に該当する施設はあるのか。

(事務局) 複数の施設を運営している法人は該当すると考えている。

(委員) ⑤の項目以外に点数の差がつくような加算ができる項目はないのか。例えば質も確保できていてやる気のある施設でも、1施設しか運営していないため不利になってしまうというのは腑に落ちない。

(事務局) 今までの傾向から考えると、1施設のみ運営している法人からの申請は十分ありえると思う。そのため御指摘のとおり不利な点数になる可能性がある。

(事務局) 事務局としては、点在している特別支援事業を実施している施設について、今特別支援保育を利用したいという保護者が増えてきている中で、地域に特別支援保育を実施している施設が中々ないという問題を解決したい思いがあるため、地域性の項目に関する配点を高くしている。

(委員) それであれば、1地域性の点数をもっと差をつけるような配点にすることはできないのか。

(事務局) これまでも基準の善し悪しは別として、点数の差がつくのは地域性の項目であった。今回御意見があったように、地域性の配点も考慮し、もう少し内容を詰めていく必要があると考えている。

※ 1地域性の配点を見直すことを念頭に審査基準を再度検討し、修正後については部会長に確認することで終了した。

(5) 平成31年度保育所等施設整備事業者の募集について

ア 事務局より、募集要項について説明をするが、説明項目が多いため、まず募集要項1, 2について説明。

※ 特に意見等がなく、事務局案どおり承認された。

イ 事務局より、募集要項3, 4について説明。

(委員) 確約とはなにか書かせるのか。

(事務局) 書かせることはないが、整備計画書においてそのような記載をしているため、整備計画書の提出を行うということは、了承する意味合いで捉えることができる。

ウ 事務局より募集要項5について説明

※ 特に意見等がなく、事務局案どおり承認された。

エ 事務局より、募集要項6～13について説明したが、特に意見等がなく事務局案どおり承認され、全体を通しての意見もなく、事務局案どおりとなった。

オ 事務局より、審査基準について説明。

※ 審査事項1, 2について説明したが、特に意見等はなく、事務局案どおり承認された。

カ 事務局より、審査事項3について説明

(委員) (5)の審査項目は審査事項3計画施設ではなく、審査事項4保育環境の改

善・向上についての審査項目にするのが適切ではないか。また、この項目の点数は大きく幅を持たせた方がいいと考えるため、0から3点の幅ではなく0から9点にしてはどうか。

(事務局) 各審査事項の配点の変更は可能であるため、御意見のとおり、本項目を審査事項4にし、配点も9点に修正する。

※ その他意見等はなく、事務局案どおり承認された。

キ 事務局より、審査事項4について説明

(委員) (11)の審査項目に記載されている、利害関係者についてだが、評議員も利害関係者にあたると考えるが、その場合、この審査項目の審査方法が難しくなるのではないか。

(事務局) 評議員も利害関係者となるが、そもそも評議員の場合であれば、本審査全てが影響することになる。そのため、実際に計画書の提出があってから審査方法等については判断することとし、審査方法の記載については現段階では削除することとする。

※ その他意見等はなく、事務局案どおり承認された。

ク 事務局より、審査事項5について説明したが、特に意見等はなく、事務局案どおり承認され、全体を通しての意見もなく、変更箇所の修正について確認を行い終了とした。